

## センター通信

大 夕 乗 第	26号
年 月 日	令和7年12月17日
添 付 書 類	① ・ 無

宛 先	各 位
-----	-----

差 出 人	公益財団法人 大阪タクシーセンター
-------	-------------------

件 名	阪神高速道路の橋梁基礎の更新工事に伴う、タクシー乗場の一時休止について
-----	-------------------------------------

平素は、当センターの業務運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、阪神高速道路の橋梁基礎の更新工事に伴い、千日前通り西行車線において車線規制が実地されます。

規制は月に複数回、不規則に行われ、実施中はタクシー乗場が休止されますので、現場誘導員の指示に従っていただきますようお願いいたします。

## 記

- 1 休止（規制）日時
- ① 令和7年12月25日（木）
  - ② 令和8年 1月13日（火） から 令和12年3月31日（日）  
各日 午後10時 から 翌7時
- \* ②の期間中、月に複数回実施予定

- 2 休止乗場
- 【千日前通】南都銀行・大阪支店前 タクシー乗場  
大阪府中央区難波4丁目7（西行車線）

以 上

本通信に関する問い合わせ先

〒538-0053 大阪市鶴見区鶴見4-5-9

公益財団法人 大阪タクシーセンター 乗場管理課

TEL 06-6933-5613 FAX 06-6933-5612

センター通信をはじめ、センターから発信する情報は、ホームページでご覧になれます。  
新しい情報の発信に努めますので、ご活用ください。

## 阪神高速道路の工事に伴うお知らせとお願い

### 千日前通り西行 タクシー乗場使用不可のお知らせ

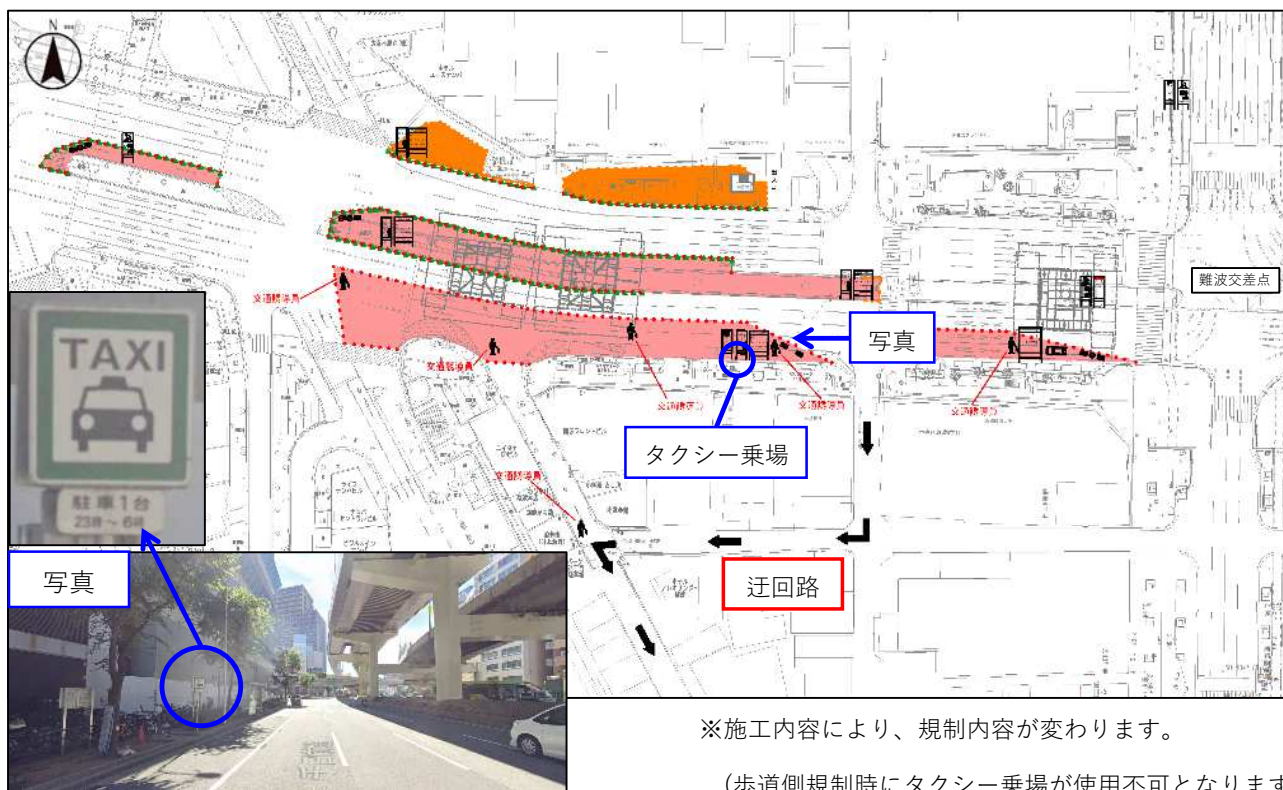
平素は、阪神高速道路の事業にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。  
現在施工中の、阪神高速道路15号堺線における橋梁基礎の更新（改造）工事において、下記の通り千日前通りを車線規制するため、西行のタクシー乗場が使用不可となりますのでお知らせします。

期間中は、皆様に何かとご迷惑をおかけしますが、細心の注意を払いながら進めて参りますので、何卒ご理解とご協力をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

#### 1. タクシー乗場付近の工事規制の概要

場 所 : 大阪市中央区難波 2 丁目付近  
期 間 : 令和7年12月25日、 令和8年1月13日 ~ 令和12年3月31日  
※期間中、月の半分程度を予定  
実施時間帯 : 22時～翌7時

#### 2. 工事位置図



#### お問い合わせ先

事業に関する事 : 阪神高速道路株式会社  
管理本部 大阪保全部 保全事業第二課  
TEL (昼間) 06-6576-3881  
工事に関する事 : 株式会社鴻池組  
TEL (昼間) 06-6563-9558  
TEL (夜間) 080-2487-3454 担当者: 西(にし)・吉堂(よしどう)  
現場代理人: 富留宮(ふるみや) 090-7765-0073